

1. 件名「運転期間延長認可申請（美浜発電所3号炉）に関する事業者ヒアリング<sup>㊤</sup>」

2. 日時：平成28年8月25日 13時15分～16時40分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR 担当）付

天野専門職、関管理官補佐、中野審査官、立元審査官

安全技術管理官（システム安全担当）付

大高上席調査官、池田主任調査官、中野主任調査官、小嶋主任調査官、中村主任調査官

安全技術管理官（地震・津波担当）付

川内首席調査官、野村調査官、日高調査官、鈴木技術参与、渋谷技術参与、土居技術参与

関西電力株式会社 高経年対策グループ マネージャー 他17名

5. 要旨

(1) 関西電力から、美浜発電所3号炉の運転期間延長認可申請のうち、劣化状況評価の電気・計装設備の絶縁低下（難燃 PH ケーブルの環境温度条件における高浜発電所1、2号炉との違い）、2相ステンレス鋼の熱時効（1次冷却材管の熱時効評価部位と現状保全対象との関係等）、コンクリート構造物（アルカリ骨材反応に対する特別点検における点検手法選定の考え方、1次遮蔽壁 RV サポート直下部における温度分布解析の方法）、耐震・耐津波安全性評価について、説明がなされた。これに対し、原子力規制庁は、電気・計装設備の絶縁低下（難燃 PH ケーブルの環境温度条件における高浜発電所1、2号炉との違い）等について引き続き整理し、資料として提示するよう求めるとともに、以下の点について指摘を行い、引き続き内容を確認することとした。

○電気・計装設備の絶縁低下（難燃 PH ケーブルの環境温度条件における高浜発電所1、2号炉との違い）に関して、高浜発電所1、2号炉との施工の違いについて具体的に提示すること

○2相ステンレス鋼の熱時効（1次冷却材管の熱時効評価部位と現状保全対象との関係）に関して、論点を明らかにし整理すること

○コンクリート構造物（アルカリ骨材反応に対する特別点検における点検手法選定の考え方）に関して、特別点検における顕微鏡種類の選定方法について整理すること

○コンクリート構造物（1次遮蔽壁 RV サポート直下部における温度分布解析の方法）に

関して、保守性に係る事項を整理すること

○耐震・耐津波安全性評価に関して、

- ・建設後の耐震補強の実績がある場合、実施時期と工事概要（サポートの撤去、移動、追設、容量変更の要点を含む）
  - ・母管の内面からの腐食（流れ加速型腐食）に対する、評価仕様、解析モデル等を含む評価の具体的内容
  - ・主給水系統配管の疲労割れに対する評価の具体的内容（評価仕様、解析モデル、入力（荷重）条件、評価結果を含む）
- を提示すること。

関西電力より、本日の指摘等について、了解した旨、回答があった。

- (2) 関西電力より、運転期間延長認可申請（高浜発電所1、2号炉）に関する事業者ヒアリング(52)（平成28年6月16日）で提示があった「運転期間延長認可申請に係る審査関係資料におけるマスクング対象の見直しについて」に関して、改めて見直しを実施したことによる内容の変更について、説明があった。

原子力規制庁は、関西電力からの説明内容について、確認した。

## 6. その他

関西電力資料：

- ・関西電力株式会社美浜発電所3号炉運転期間延長認可申請質問事項への回答
- ・美浜発電所3号炉劣化状況評価（耐震・耐津波安全性評価）
- ・運転期間延長認可申請に係る審査関係資料におけるマスクング対象の見直しについて